

平成26年10月24日

新潟県「核燃料税」の更新

新潟県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料税の更新の理由

新潟県においては、昭和59年11月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う防災対策及び民生安定対策等の施策を積極的に展開してきたところであるが、平成19年に発生した新潟県中越沖地震以降、核燃料税収が安定して確保できない状態が続いている。また、福島第一原子力発電所の事故後、国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改定等を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行い、防護資機材の整備や放射線監視体制の強化など、原子力発電所の立地に伴う財政需要は大幅に増加している。なお、原子炉が停止している状態にあっても、一定の防護・安全対策などの財政需要が発生している状況である。

こうした状況を踏まえ、課税期限を5年間延長するとともに、税率を14.5%から17%相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	新潟県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：33,000円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）535百万円 （平年度）3,210百万円
非課税事項	なし
課税を行う期間	5年間（平成26年11月15日～平成31年11月14日）

担当：自治税務局企画課
坂本課長補佐（23503） 高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659